

# 平成 18 年度市町村合併関係予算

## 【市町村合併に係る支援措置の基本的な考え方】

市町村合併は、地域の将来や住民に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民の主体的な議論が十分に尽くされるよう、県も市町村や地域住民と一体となって取り組んでいく。地域の実情に応じて適切な助言等を積極的に行うとともに、新法下においても、市町村合併支援体制の整備、啓発・情報提供、財政支援及び人的支援など、適切な支援を行う。

### 1. 市町村合併推進事業

#### (1) 合併推進啓発等の実施 ( 2,900千円 2,600千円 )

・市町村合併を推進するための情報の提供 ( 継続 )

啓発パンフレット、ホームページ等による情報提供

ホームページアドレス / <http://www.pref.nara.jp/ctv/gapei>

・市町村合併相談コーナーの設置 ( 継続 )

県民の市町村合併に関する相談・質疑等について対応するための窓口

・市町村合併支援アドバイザーの派遣等 ( 継続 )

市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等に、アドバイザーや講師を派遣。

#### (2) 奈良県市町村合併推進審議会の運営 ( 2,100千円 2,600千円 )

### 2. 市町村合併推進支援事業 ( 50,000千円 8,600千円 )

#### (1) 市町村合併推進支援事業補助金の拡充

目 的：市町村等及び公共的団体が行う市町村合併に関する取り組みに対してその費用の一部を補助する。

補助対象団体：市町村等、公共的団体

補 助 率：1 / 2 ( 補助限度額 1,800千円 / 1 事業主体・年 )

交付対象事業：市町村合併に関する啓発事業

・講演会、シンポジウム、セミナー等の開催

・パンフレット、リーフレット、チラシ等の作成・配布

・市町村合併情報誌の発行

・その他市町村合併を促進させるための取り組み

#### (2) 市町村合併推進支援事業交付金の創設

目 的：市町村合併をめざして設置された法定協議会の運営に要する経費の一部を支援する。

交付対象団体：新合併特例法第3条第1項の合併協議会

交付対象事業：市町村合併を検討するための調査研究事業、市町村合併に関する啓発事業及び協議会運営に必要な事業

交付限度額等：上限 5 0 0 万円 / 1 協議会、設置後 2 カ年度以内

### 3. 市町村合併支援交付金 ( 継続 ) ( 360,000千円 280,000千円 )

合併関係市町村数に 1 億円を乗じて得た額を上限として、市町村合併支援交付金を交付する。ただし、合併後の市町村人口が 3 万人に満たない場合は交付しない。(旧法)